

安平町過疎地域持続的発展市町村計画の 変更に関する意見募集（パブリック・コメント）

安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、パブリック・コメントを実施しますので、お気付きの点やご意見をお寄せください。

意見募集の対象

- ・安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

この計画は、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和3年4月1日施行。令和13年3月31日まで10年間の時限）に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するものです。

現在の計画は令和3年度～7年度までの5年を計画期間としていましたが、令和8年度以降も当該法律が施行されるまでの間、引き続き財政上の優遇措置を受けるため、令和8年度から令和12年度まで期間を延長して定めるものです。

公開する資料

各種計画（案）および概要資料など

資料の閲覧方法など

①政策推進課政策推進グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧できます。

②町ホームページに掲載しています。

※町ホームページをご覧になれない方は、郵送も可能ですのでお問い合わせください。

意見の提出方法および場所

以下の①～④のいずれかの方法により提出してください。

①持参の場合 下記へ提出願います。

- ・政策推進課政策推進グループ（総合庁舎）
- ・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②郵送の場合 政策推進課政策推進グループへ郵送してください。

〒059-1595 安平町早来大町95番地

安平町役場 政策推進課政策推進グループ

③FAXの場合 政策推進課政策推進グループへ送信してください。 FAX②2026

④メールの場合 添付もしくはメール本文などにより政策推進課政策推進グループへ送信してください。

メール kikaku@town.abira.lg.jp

⑤オンライン回答の場合 右記二次元バーコードからご回答ください。



オンライン
回答フォーム

意見募集期限、受付

12月3日(水)

①持参の場合 月曜日～金曜日（土日、祝日を除く） 8時30分～17時15分

②郵送の場合 12月3日(水)の消印まで有効

③FAX、メールの場合 24時間受け付け（土日含む。ただし募集の締切日は17時15分まで）

意見対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住または通勤、通学している方
- ②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体